

参考 今回調査に使用した調査票



平成 24 年 9 月

高齢者の継続雇用に関する実態調査 [事業所調査票]

ご協力のお願い

この調査は、都内の企業における定年到達後の労働者が、各事業所においてどのように雇用されているのか、各事業所では高齢者の雇用をどのように捉えているのかを調査することにより、今後の東京都の労働施策に役立てようとするものです。

結果は、統計的数値としてまとめますので、貴企業のお名前などが出ることは一切ありません。

お忙しいところ恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【調査のお問い合わせ】

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3

東京しごとセンター9階

東京都産業労働局 労働相談情報センター 相談調査課 【担当】 小黒 (おぐろ)、坂本  
電 話 03 (5211) 2347

〈ご記入にあたってのお願い〉

- ご記入は、貴企業または貴事業所としてのお立場から、人事担当の方にお問い合わせいたします。
- この調査は、貴事業所(支社、支店)のことに関してお答えください(本社の場合は、本社のみについてお答えください)。
- 雇用人数などのデータは、平成 24 年 10 月 1 日現在のものをご記入ください。
- ご記入内容はすべて統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果が公表されたり、これに基づき行政の指導が行われることは一切ありません。
- ご記入は下記の要領をお願いします。  
イ あらかじめ選択肢として回答が用意されている場合には、該当する番号を○印で囲んでください。なお、これらの質問には、1 つだけ、2 つまで、全てに、といったことわり書きが付してありますので、ご回答にご注意ください。  
ロ 空欄の [ ] には、数字を記入してください。正確な数字がわからない場合には、おおよその数字で結構ですので必ずご記入ください。

ご記入後は、同封の返信用封筒(切手不要)にて、10月12日(金)までにご投函くださいますようお願い申し上げます。

問 1 貴事業所についておたずねします。

事業所名						
所在地						
電 話						
記入者役職氏名						
主要事業内容	1 建設業	2 製造業	3 情報通信業	4 運輸業	5 卸売・小売業	6 金融・保険業
	7 不動産業	8 飲食店、宿泊業	9 医療、福祉	10 教育、学習支援業	11 サービス業	12 その他 [ ]
全常用労働者数 【貴事業所】	常用労働者数	[ ][ ][ ][ ]	人	※注 1		
	常用労働者のうち、定年後の継続雇用者数	[ ][ ][ ]	人			
	常用労働者のうち	正社員数 [ ][ ][ ][ ]	人	非正社員数 [ ][ ][ ][ ]	人	
全常用労働者数 【貴社全体】	1 29人以下	2 30~99人	3 100~299人			
	4 300~499人	5 500~999人	6 1000人以上			
労働組合の有無	1 あり	2 なし				

注 1 常用労働者…以下のいずれかに該当する者をいう。

- 期間を定めず、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者
  - 臨時又は日雇労働者で、調査日前の 2 か月の各月にそれぞれ 18 日以上雇われた者
- なお、取締役、理事などの役員であって常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月の給与の支払いを受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者、又はパートタイム労働者であっても上記(1)、(2)のいずれかに該当すれば、常用労働者とする。但し、派遣労働者については、常用労働者に含まない。

問 2 貴事業所において実施している高齢者雇用確保措置(※注 2)についておたずねします。(該当するもの全てに○)

1 定年の引上げ	2 継続雇用制度の導入	3 定年の定め廃止※	4 未実施
----------	-------------	------------	-------

1のみを選択した方→問 15へお進みください

2のみを選択した方→問 3へお進みください

3を選択した方→問 17へお進みください

4を選択した方→問 20へお進みください

1及び2の2つを選択した方→問 3へお進みください

※定年をはじめから定めていない場合は、「3 定年の定め廃止」とご回答願います。

注 2 高齢者雇用確保措置…高齢者雇用安定法では、事業主は(1)定年の引き上げ、(2)雇用継続制度の導入、(3)定年の定め廃止、のいずれかの措置を実施しなければなりません。このうち定年の引上げ、雇用継続制度の年齢は年金支給開始年齢の引上げに合わせて 2013 年度までに段階的に実施することになっており、2012 年度時点の措置義務年齢は 64 歳、2013 年度以降 65 歳となっています。

ここからは、定年後の継続雇用制度を定めている（問2で選択肢2に○をつけた）事業所の方のみお答えください

継続雇用制度を定めていない事業所の方は、問2の回答に伴い指定した問いにお進みください

問3 継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準についておたずねします。

問3-1 継続雇用にあたり、基準はありますか。基準がある場合、該当するもの**全て**に○印をつけてください。

1 基準あり      2 基準なし

1	働く意思・意欲があること	2	出勤率、勤務態度	3	健康上支障がないこと	4	現職を継続できること
5	会社が提示する職務内容に合意できること	6	熟練や経験による技能・技術をもっていること	7	一定の業績評価		
8	その他（具体的な内容を記述してください）						

問3-2は、問3-1で「1. 基準あり」と回答された事業所の方のみお答えください

問3-2 基準を定めるにあたり、労使協定を締結していますか。（1つだけに○）

1 労使協定を締結している      2 労使協定を締結していない

問4 継続雇用の契約期間等についておたずねします。

問4-1 継続雇用の期間に定めがありますか。（1つだけに○）

1 期間の定めあり      2 期間の定めなし

1 を選択した方→問4-2へお進みください  
2 を選択した方→問5へお進みください

対象者により、期間の定めがある場合とない場合があるときは、「1. 期間の定めあり」として回答願います。

問4-2 継続雇用の更新条件はありますか。更新条件がある場合、該当するもの**全て**に○印をつけてください。

1 更新条件あり      2 更新条件なし

1	働く意思・意欲があること	2	出勤率、勤務態度	3	健康上支障がないこと	4	現職を継続できること
5	会社が提示する職務内容に合意できること	6	熟練や経験による技能・技術をもっていること	7	一定の業績評価		
8	その他（具体的な内容を記述してください）						

問4-3 更新により何歳まで、あるいは何年間働くことができますか。

□□ 歳      □□ 年間

※年齢、年数とも上限がある場合は、両方についてお書きください。

問4-4 過去1年間に、更新上限年齢または更新上限期間到達前に退職した継続雇用労働者はいましたか。該当するもの**全て**に○印をつけてください。該当者がいた場合、該当する理由の欄に該当者の**人数**をご記入ください。

理由		男性		女性		計	
1	労働者が更新条件を満たさなかった						
2	会社の経営状況が悪化した						
3	労働者からの申出によるもの						
4	その他（具体的な理由を下の欄に）						

□□□□

問5 過去3年間に、定年に到達した方はいましたか。該当者がいた場合、その後継続雇用されたかどうか、該当する区分の欄に、該当者の**人数**をご記入ください。

1 定年到達者がいた      2 定年到達者はいなかった

定年到達者数	計					人
うち、継続雇用者数						人
うち、退職者数						人

うち、継続雇用を希望したが採用されなかった人数						人
うち、継続雇用を希望しなかった人数						人

ここからは、過去3年間に定年に到達し、その後継続雇用をした労働者がいる（問5で選択肢1.に○をつけた）事業所の方のみお答えください  
 上記に該当する労働者がいない事業所の方は、問15にお進みください

問6 継続雇用した労働者の雇用契約期間についておたずねします。（労働者により期間が異なる場合は、最も多いケースについて回答願います。）（1つだけに○）

1	1年	2	5年	3	その他（ 年）、（ 月）
---	----	---	----	---	--------------

※その他の場合、その期間（年数または月数）を数字で記入願います。  
 ※1年契約を更新する場合には、1年に○をおつけください。

参考：有期雇用の場合は、原則として最長3年の雇用期間となりますが、満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約の場合、最長5年の雇用契約が締結できます。（労働基準法第14条）

問7 継続雇用後の所属企業についておたずねします（労働者により所属が異なる場合、該当するもの全てに○印をつけてください。）

1	同一企業	2	子会社	3	関連会社
4	その他（具体的な内容を記述してください）				

問8 継続雇用後の職種についておたずねします。（労働者により内容が異なる場合は、最も多いケースについて回答願います）（1つだけに○）

1	定年時と同一職種を継続	2	定年時とは異なる職種
3	上記のどちらとも言えない	4	その他

問9 継続雇用後の勤務時間等についておたずねします

問9-1 継続雇用後の勤務日数と勤務時間について、労働者が選択できますか。（その他を選択した事業所の方は具体的な内容についてご記入願います。）（1つだけに○）

1	制度は1つしかない
2	複数の制度から労働者が選択できる
3	複数の制度があるが、会社が決める
4	その他（具体的な内容を記述してください）

問9-2 継続雇用後の週所定労働時間についておたずねします。（労働者により内容が異なる場合は、最も多いケースについて回答願います。）

※端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて回答願います。

時間

問10 継続雇用時に継続雇用前の年次有給休暇を繰り越すことができますか。（1つだけに○）

1	繰り越すことができる	2	一部、繰り越すことができる
3	繰り越すことはできない		

問11 継続雇用中に年次有給休暇を付与する際、勤続期間はどのように扱われますか。（1つだけに○）

1	継続雇用前の勤続期間を含める	2	継続雇用前の勤続期間を含めない
3	その他（具体的な内容を記述してください）		

問12 継続雇用者が取得できる休暇についてお答え願います。（該当するもの全てに○印をおつけください。）

1	夏季休暇	2	慶弔休暇	3	介護休暇	4	その他
---	------	---	------	---	------	---	-----

参考：期間雇用者（有期契約者）であっても、①同一事業主の雇用期間が1年以上の場合で、かつ②介護休業開始予定日から93日を超えても引き続き雇用されると見込まれる場合は、介護休暇の対象となります。

問13 継続雇用者の賃金水準についておたずねします。

問13-1 所定時間内賃金（注3）について、定年時を10割とした場合の比率をお答えください。（1つだけに○）

1	5割未満	2	5～6割未満	3	6～7割未満	4	7～8割未満
5	8～9割未満	6	9～10割未満	7	10割		

注3 所定時間内賃金…月例給与（基本給+諸手当）のうち、所定外賃金を除くものを指す。

問13-2 2012年の夏季一時金について、正社員及び継続雇用者の支給月数について各々お答えください。

2012年 夏季一時金 正社員  月 継続雇用者  月

※記入例：2.3月、2.0月

問 14 継続雇用の開始にあたり実施していること、今後の実施予定についておたずねします。設問 (ア) (イ) (ウ) について「実施している」、「実施したい」、「実施予定なし」のうちからそれぞれ該当するもの **1 つだけ** に○をおつけください。

	実施 している	実施 したい	実施 予定なし
(ア) 定年後の働き方を含めた生活全般に関するセミナー	1	2	3
(イ) 定年後の雇用に円滑に進めるための研修制度	1	2	3
(ウ) 特別健康診断	1	2	3

ここからは、問 2 において、「1.定年の引上げ」を選択した事業所の方のみお答えください

問 15 定年の引上げの時期及び引上げ前後の定年年齢についておたずねします。(直近の引上げ時期についてご回答願います)

【引上げ時期】     年 (西暦でお答えください 例 2012 年)

【定年の年齢】 (引上げ前)   歳 (引上げ後)   歳

問 16 今後の定年引上げ予定についておたずねします。引上げ予定のある事業所の方はその時期についてもお答えください。

1  引上げ予定あり 2  引上げ予定なし

【引上げ予定時期】     年 (西暦でお答えください 例 2012 年)

問 16 の次は、問 20 からお答えください。

ここからは、問 2 において、「3.定年の定めの廃止」を選択した事業所の方のみお答えください

問 17 定年制を廃止した時期についておたずねします。(1 つだけに○)

1	2006 年 3 月 31 日以前	2	2006 年 4 月 1 日以後
3	はじめから定年はない		

問 18 定年制の廃止により、どのような影響がありましたか。良かった点、悪かった点について、それぞれ具体的な内容をご記述ください。

良かった点	
悪かった点	

問 19 定年制の廃止に伴い、退職や解雇などの契約終了に関する新しいルールを作成しましたか。

1  作成した 2  特に作成していない

作成したルールの具体的な内容を記述してください

ここからは、すべての事業所の方がお答えください

問 20 高齢者を雇用する利点はなんだと思いますか。主なもの **3 つまで**に○印をおつけください。

1	高い技能・技術を活用できる
2	豊富な経験・人脈を活用できる
3	勤務態度や仕事ぶりがまじめである
4	比較的安い賃金で雇用できる
5	会社への忠誠心が高く組織的な行動が期待できる
6	技術・知識・ノウハウが継承できる
7	職場の若年者等にプラスの影響を与えてくれる
8	その他（具体的な内容を記述してください）

問 21 高齢者を雇用することによる課題はなんだと思いますか。主なもの **3 つまで**に○をおつけください。

1	柔軟な思考・態度が期待できない
2	継続雇用後の処遇の決定が難しい
3	管理職社員の扱いが難しい
4	高齢社員を活用するノウハウの蓄積がない
5	人件費負担が増す
6	若年者の採用を抑制せざるを得ない
7	能力や体力に個人差が大きく、会社にとって雇用に伴うリスクが高い
8	その他（具体的な内容を記述してください）

問 22 65歳より先の雇用確保措置の実施・検討についておたずねします。実施または検討している事業所の方はその内容についてもお答えください。（1つだけに○）

1	すでに実施している	2	実施はしていないが検討している	3	実施も検討もしていない
---	-----------	---	-----------------	---	-------------



実施または検討している内容について該当するものにすべて○をおつけください

1	継続雇用制度の上限年齢の引上げ	2	継続雇用制度の上限年齢の廃止
3	定年年齢の引上げ	4	定年廃止
5	その他（具体的な内容を記述してください）		

問 23 高齢者雇用安定法の改正が平成 24 年 8 月 29 日に成立し、平成 25 年 4 月 1 日から施行されます。この改正により、継続雇用制度の対象となる高齢者を、事業主が労使協定により限定できる仕組みは、12 年間の経過措置を経て廃止されることとなりました。このことに伴い、今後事業主は、原則として 65 歳までの希望するすべての人の継続雇用を義務付けられることとなりますが、心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等に関する例外的取扱いを指針で定めることとなっています。

このことを含め、高齢者雇用全般について、ご意見がありましたらご記入ください（欄が足りない場合は、お手数ですが別の用紙にご記入し、ご提出ください）。

10月に予定している「従業員個人に対する調査」へのご協力をお願い

この調査では、あわせて個々の従業員の方を対象としたアンケートを予定しています。従業員の方々の高齢者の継続雇用に関する意識などについてお聞きするものです。

つきましては、貴事業所で現在雇用されている従業員の方（6名程度）へのアンケート配布について、ご協力いただけるかどうかお伺いしたいと存じます。

調査結果は、統計的数値としてまとめますので、貴企業のお名前などが出ることは一切ありません。ぜひご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1 協力してもよい

2 協力できない

最後に高齢者の継続雇用に関する実態調査の結果報告書（概要版）の送付（無料）について、下記のいずれかにご回答ください。

1 希望する

2 希望しない

お忙しい中、アンケートにご協力いただきまして誠にありがとうございました。

ご記入内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒（切手不要）にて **10月12日（火）** までにご投函くださいますようお願い申し上げます。

東京都労働相談情報センターでは、労働問題に関する労使双方からのご相談をお受けしております。各種労働関連資料の提供も行っておりますので、どうぞご利用ください。

**【労働相談情報センターホームページ】**

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/>





## 高年齢者の継続雇用に関する実態調査[従業員調査票]

## ご協力 の お 願 い

この調査は、都内の企業における定年到達後の労働者が、各事業所においてどのように雇用されているのか、また、継続雇用者を含むすべての労働者が高年齢者の雇用をどのように捉えているのかを調査することにより、今後の東京都の労働施策に役立てようとするものです。

結果は、統計的数値としてまとめますので、企業や個人のお名前などが出ることは一切ありません。

なお、本調査における継続雇用者とは、定年に到達するまで正社員として勤務し、定年以降も定年到達時の企業またはその企業と密接な関係にある企業で雇用され続けている労働者と定義します。

お忙しいところ恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 【調査のお問い合わせ】

東京都産業労働局 労働相談情報センター 相談調査課 (担当) 小黑 (おぐろ)、坂本  
電 話 03 (5211) 2347

## (ご記入にあたってのお願い)

- 1 ご回答は、従業員個人としてのお立場からお願いいたします。
- 2 ご記入は、平成 24 年 11 月 1 日現在のものをお願いいたします。
- 3 ご記入内容はすべて統計的に処理いたしますので、個々の調査票の結果が公表されることは一切ありません。また、ご回答の内容があなたの上司や同僚などに知られる恐れはまったくありません。
- 4 ご記入は次の要領で直接この調査票をお願いします。  
イ あらかじめ選択肢として回答が用意されている場合には、該当する番号を○印で囲んでください。なお、これらの質問には、1つだけ、2つまで、全てに、といったことわり書きが付してある質問もありますので、ご回答にご注意ください。  
ロ 空欄の□には、数字を記入してください。正確な数字がわからない場合には、おおよその数字で結構ですので必ずご記入ください。  
ハ 「その他」に○印をおつけになった場合は、[ ]内にできるだけ具体的に記入ください。

ご記入後は、東京都で用意した返信用封筒(切手不要。事業主の方にこの調査票と一緒にお渡ししてあります。)にて、11月16日(金)までに直接ご投函くださいますようお願い申し上げます。

問 1 あなたご自身のことについておたずねします。

(1) 性別	1 男性	2 女性		
(2) 年齢	歳 (平成 24 年 11 月 1 日現在の年齢を数字で記入願います)			
(3) 調査上の分類	1 45 歳未満	2 45 歳以上定年未満	3 定年後の継続雇用	
(4) 家計中心者	1 あなた自身	2 配偶者	3 子ども	4 親
	5 兄弟姉妹	6 あなた自身と家族の双方		
(5) 配偶者の有無	1 配偶者あり	2 配偶者なし		
(6) 勤務先の主要事業内容	1 建設業	2 製造業	3 情報通信業	
	4 運輸業	5 卸売・小売業	6 金融・保険業	
	7 不動産業	8 飲食店、宿泊業	9 医療、福祉	
	10 教育、学習支援業	11 サービス業	12 その他[ ]	
(7) 労働組合	1 有り (加入)	2 有り (非加入)	3 無し	

問 2 高年齢者の雇用継続についておたずねします。(以下の説明をお読みの上、お答えください)

定年と高年齢者雇用確保措置について・・・高年齢者雇用安定法では、定年を定める場合、60歳を下回ることができないと定められています。また、高年齢者雇用確保措置として、2006年4月から、(1)定年の引き上げ、(2)雇用継続制度の導入、(3)定年の定め廃止、のいずれかの措置の実施が事業主に義務付けられています。このうち定年の引き上げ、雇用継続制度の年齢は年金支給開始年齢の引き上げに合わせて2013年度までに段階的に実施することとなり、2012年度時点の措置義務年齢は64歳、2013年度以降65歳となっています。

問 2-1 上記の「高年齢者雇用確保措置」について知っていましたか。(1つだけに○)

1	内容もよく知っていた	2	だいたい知っていた	3	あまり知らなかった	4	知らなかった
---	------------	---	-----------	---	-----------	---	--------

問 2-2 労使協定で定める基準により継続雇用者を限定できる仕組みの廃止について、どのように思いますか。(以下の説明をお読みの上、お答えください)

(1つだけに○)

継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止…高齢者雇用安定法の改正が平成 24 年 8 月 29 日に成立し、平成 25 年 4 月 1 日から施行されます。この改正により、継続雇用制度の対象となる高齢者を、事業主が労使協定で定める基準により限定できる仕組みは、12 年間の経過措置を経て廃止されることとなりました。このことに伴い、今後事業主は、原則として 65 歳までの希望するすべての人の継続雇用を義務付けられることとなりました。

1 賛成	2 反対	3 どちらとも言えない
------	------	-------------

問 2-3 心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等に関して、継続雇用の義務付けの例外とする取扱いを指針で定めることとなっていますが、このことについてどのように思いますか。(1つだけに○)

1 賛成	2 反対	3 どちらとも言えない
------	------	-------------

問 2-4 問 2-3 の選択肢を選んだ理由についてご記入ください。

問 3 高齢者の雇用確保策の拡充は、代わりに若年者の採用を絞るなど、若年者の雇用に悪影響を与えることになるとの意見もありますが、こうした考え方についてどう思いますか。(1つだけに○)

1 そう思う	2 そうは思わない	3 どちらとも言えない
--------	-----------	-------------

問 4 いつまで働きたいと思いますか。(現在お勤めの会社に限りません) (1つだけに○)

1 定年前に辞めたい	2 定年まで働きたい	3 年金受給開始まで働きたい	4 身体の許す限り働きたい
------------	------------	----------------	---------------

問 5 今、働いていて、あなたが感じていることについておたずねします。それぞれの項目について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

項 目	そう思う	そう思う いえ どちらかと	そう思わない いえ どちらかと	そう思わない
1 賃金が上がらないかもしれない	1	2	3	4
2 賃金が引き下げられるかもしれない	1	2	3	4
3 将来必要となるお金の準備が出来るか不安	1	2	3	4
4 自分に向かない仕事(職場)に配属されるかもしれない	1	2	3	4
5 会社から不用と判断され、失業するかもしれない	1	2	3	4
6 会社が倒産し、失業するかもしれない	1	2	3	4
7 忙しくて、仕事に必要なスキルアップが出来ない	1	2	3	4
8 新しい知識・技能の習得に難しさを感じている	1	2	3	4
9 仕事が原因で心の病になるかもしれない	1	2	3	4
10 仕事が原因で身体を壊すかもしれない	1	2	3	4
11 職場の人間関係が悪く、心が安らかでない	1	2	3	4
12 職場でいじめ・いやがらせに遭うかもしれない	1	2	3	4
13 体力的に続けられるか不安	1	2	3	4

45 歳未満の方は 問 6 へお進みください

45 歳以上定年未満の方は 問 6 へお進みください

定年後の継続雇用の方は 問 8 へお進みください

問6 「45歳未満」・「45歳以上定年未満」の方のみお答えください

問6 定年後の継続雇用者（以下、「継続雇用者という」と一緒に仕事をする上で、あなたが日ごろ継続雇用者についてどう感じているかおたずねします。それぞれの項目について、あてはまるもの1つに○をつけてください。（職場に継続雇用者がいない場合は、問15へお進みください。）

	項目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
1	高い技能・技術を持っている	1	2	3	4
2	豊富な経験・人脈を持っている	1	2	3	4
3	技術・知識・ノウハウを次世代に継承している	1	2	3	4
4	年齢を感じさせず、精力的に働いている	1	2	3	4
5	職場の融和に役立っている	1	2	3	4
6	柔軟な思考・態度が期待できない	1	2	3	4
7	迅速な判断が期待できない	1	2	3	4
8	体力面での衰えを感じる	1	2	3	4
9	新しい知識・技能の取得をしない	1	2	3	4

45歳未満の方は、問16へお進みください

45歳以上定年未満の方は、問7へお進みください

問7 「45歳以上定年未満」の方のみお答えください

問7 定年後の継続雇用や高齢従業員向けの取り組みについて、あなたが今お勤めの企業に対しどのような要望をお持ちですか。それぞれの項目について、あてはまるもの1つに○印をおつけください。

	項目	とても望んでいる	望んでいる	あまり望んでいない	全く望んでいない
1	希望者全員を例外なく継続雇用すること	1	2	3	4
2	例外的に継続雇用しない場合を定め、希望者から継続雇用者を決定すること	1	2	3	4
3	子会社・グループ企業ではなく、現在勤めている企業において継続雇用すること	1	2	3	4
4	これまでに培った技能・技術・ノウハウを活かせるように、継続雇用者の配置に配慮すること	1	2	3	4
5	継続雇用者の賃金水準を向上すること	1	2	3	4
6	担当する仕事の内容や、仕事での実績に見合う形で、継続雇用者の処遇に差をつけること	1	2	3	4
7	継続雇用者に短時間勤務やフレックスタイム、在宅勤務など、多様な勤務形態を認めること	1	2	3	4
8	退職準備プログラム・生涯設計セミナーなどを充実すること	1	2	3	4
9	転職や独立開業の支援を充実すること	1	2	3	4

45歳以上定年未満の方は、問16へお進みください

問 8 から問 15 までは、「定年後の継続雇用」の方のみお答えください

問 8 定年後に継続雇用で働こうと思った理由についておたずねします。主なものを3つまでに○印をおつけください。

1	生計の維持のため	2	仕事を通じて自分を成長させたい	3	社会とのつながりがほしい
4	自分の自由になるお金がほしい	5	能力や技術・資格を活かしたい	6	将来に備え蓄えたい
7	培ったノウハウを次代に継承したい	8	健康の維持のため	9	時間に余裕がある
10	会社から頼まれたから	11	その他（具体的な理由を記述してください）		

問 9 継続雇用制度により何歳まで、あるいは何年間働くことができることになっていますか。

□□ 歳 □□ 年間

※年齢、年数とも上限がある場合は、両方についてお書きください。

問 10 希望した場合、あなたは 65 歳まで継続雇用されると思いますか。（1つだけに○）

1	必ず継続されると思う	2	おそらく継続されると思う	3	継続されないかもしれない	4	継続されないと思う
---	------------	---	--------------	---	--------------	---	-----------

問 11 継続雇用後の職種についておたずねします。（1つだけに○）

1	定年時と同一職種を継続	2	定年時とは異なる職種
3	上記のどちらとも言えない	4	その他

問 12 継続雇用後に取得できる休暇についてお答え願います。（該当するものすべてに○印をおつけください。）

1	夏季休暇	2	慶弔休暇	3	介護休暇	4	その他
---	------	---	------	---	------	---	-----

参考：育児・介護休業法の改正により、平成 22 年 6 月 30 日から、要介護状態の対象家族が 1 人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日、介護休暇を取得できるようになりました。なお、常時 100 人以下の労働者を雇用する事業主については、適用が 2 年間猶予されていましたが、平成 24 年 7 月 1 日から全面施行されています。

問 13 現在の働き方への満足度についておたずねします。

問 13-1 現在の働き方に満足していますか。（1つだけに○）

1	大変満足	2	満足	3	どちらかといえば満足	4	どちらかといえば不満	5	不満	6	大変不満
---	------	---	----	---	------------	---	------------	---	----	---	------

問 13-2 働く上で満足な点、あるいは不満な点についておたずねします。それぞれの項目について、該当する箇所○印をおつけください。

項目	大変満足	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	大変不満
1 賃金	1	2	3	4	5	6
2 労働時間	1	2	3	4	5	6
3 休日・休暇	1	2	3	4	5	6
4 仕事の質	1	2	3	4	5	6
5 仕事の量	1	2	3	4	5	6
6 福利厚生	1	2	3	4	5	6
7 責任・権限	1	2	3	4	5	6
8 人間関係	1	2	3	4	5	6

問 14 定年時に自分より役職が下位であった者の、部下または同僚として働くことにストレスを感じますか。(1つだけに○)

1 強く感じる	2 多少感じる	3 あまり感じない	4 全く感じない	5 該当しない
---------	---------	-----------	----------	---------

(具体的な内容について記述してください)

問 15 継続雇用後について、どのようにしたいと考えていますか。主なものを3つまでに○印をおつけください。

1	できるだけ仕事を続けたい
2	趣味で自分の好きなことをしていく
3	地域社会とのかかわりを持ちたい
4	家族との関係を中心にしたい
5	ボランティア活動に励みたい
6	特にはっきりと考えていない
7	その他 (具体的な内容を記入してください)

問 16 は、全員におたずねします

問 16 高年齢者の継続雇用について、あなたの感じていることを自由にご記入ください。

お忙しい中、アンケートにご協力いただきまして誠にありがとうございました。

ご記入内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒（切手不要）にて **11月16日（金）** までにご投函くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査の結果は、9月に行われた事業所調査の結果とあわせて、平成25年3月に調査結果報告書を作成します。当該調査結果報告書は、都内各労働相談情報センターにて閲覧可能なほか、東京都労働相談情報センターホームページでも概要をご覧いただけます（下記 URL 参照）。

また、労働相談情報センターでは、賃金不払いや解雇をはじめ、労働問題全般に関する相談に応じています。あわせてご利用ください。

**【東京都労働相談情報センターホームページ】**

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/>

東京都ろうどう110番

検索

